

28財第311号
平成28年10月28日

各 部 局 長
愛 知 県 企 業 庁 長
愛 知 県 病 院 事 業 庁 長
愛 知 県 議 会 事 務 局 長 殿
愛 知 県 教 育 委 員 会 教 育 長
愛 知 県 各 種 行 政 委 員 (会) 事 務 局 長
愛 知 県 警 察 本 部 長

愛 知 県 副 知 事

平成29年度予算編成について（依命通達）

我が国の景気は、企業収益の改善に足踏みがみられるなど、このところ弱さもみられますが、雇用情勢は改善しているなど、緩やかな回復基調が続いています。

しかしながら、先行きについては、中国を始めとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがあるとともに、英国のEU離脱問題など、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響が懸念されるところです。

国においては、平成29年4月から実施することとしていた消費税率の引上げを平成31年10月まで延期することとし、関連法案が国会に提出されております。その上で、消費税率引上げと併せ行う充実等その他社会保障・税一体改革と一体的な経費の取扱いについては、平成29年度予算の編成過程で検討するとしております。

加えて、国の平成29年度予算の概算要求では、地方交付税などの地方一般財源総額は、今年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとの内容にとどまっているなど、地方の財政運営に影響を及ぼす制度や施策については、国の税制改正や予算編成の動向を十分注視し、的確に対応していく必要があります。

このような情勢において、平成29年度の予算編成に取り組むこととなりますが、その前提として歳入、歳出の状況を展望すると、歳入の大宗をなす県税収入は、平成29年3月期の上場企業の業績予想について、県内の主要企業が円高により大幅な減益に転じる見込みであり、全体的にも減速が見込まれていることに加え、法人事業税の外形標準課税が再拡大された影響により、法人二税収入の減収が見込まれ、厳しいものになると考えられます。

一方、歳出面においては、扶助費などの義務的経費は確実な増加が見込まれるほか、社会情勢の変化や多様化する行政ニーズに的確に対応していく必要があります。

こうした状況から、平成29年度は、多額の財源不足が見込まれ、これまで以上に困難な財政運営を余儀なくされると考えられます。

このため、歳入については、来年度も地方交付税の交付団体となることが見込まれることから地方財政措置の確保に努めるとともに、歳出についても引き続き事務事業の見直しに全力で取り組み、持続可能な行財政基盤の確立を目指していく必要があります。

このように、厳しい環境の中での予算編成となりますので、財源の確保とともに、徹底した歳出の抑制に取り組み、真に必要な分野に、限られた財源を重点的かつ効率的に配分することを基本に、次に掲げる事項を目標として、下記に十分留意の上、年間予算を編成するものとします。

- 1 中京大都市圏
- 2 産業首都あいち
- 3 農林水産業の振興
- 4 人財力の強化
- 5 医療・福祉
- 6 観光あいちの推進
- 7 文化・スポーツ・魅力発信
- 8 グローバル展開
- 9 安全・安心
- 10 「環境首都あいち」の確立
- 11 東三河の振興
- 12 地方分権・行政改革の推進

記

1 行政活動計画の立案に際しては、「愛知県予算編成方式要綱」によることとし、県民にとって真に必要な施策を的確に把握するとともに、厳しい財政状況にかんがみ、政策目的と具体的な施策との相互関係を十分検証した上で、制度・施策そのものの廃止・休止をも含めた徹底的な見直しを行うこと。

また、「あいちビジョン2020」及び「しなやか県庁創造プラン」との整合性にも配慮するとともに、「あいち重点施策ファイル300プラス1」の着実な推進に努め、本県が直面している多様な課題に的確に対応すること。

2 行政活動計画の立案に当たっては、従来にも増して重点化、効率化に努めることとし、事業の所要額を十分精査の上、必要最小限の額で立案すること。

(1) 義務的経費及びこれに準じその性質上削減が困難な経費、法人事業税超過課税充当事業費については、緊急性、重要性を勘案した上で、必要最小限の額で立案すること。

(2) 集合的公共事業については、平成28年度当初予算一般財源額（県債及び一般財源的収入を含む。）の10パーセントの節減を行うこと。

なお、事業選択に当たっては、事業効果はもとより、優先度及び緊急度により、本県としての事業の必要性を十分検討すること。

(3) 政策的重要経費については、事務事業の見直しを反映するとともに、特に措置を必要とする経費を除き、重点化、効率化、計画見直し等により、平成28年度当初予算一般財源額（県債及び一般財源的収入を含む。）の原則10パーセントの節減を行うこと。

(4) 一般行政経費については、各部局における自主的な事務事業の見直しを促進するため、枠配分方式としていることから、行政評価制度の積極的な活用などにより、各部局長の判断と責任において、事業毎に一律的な削減を行うことなく、関係者等と十分に調整を図りながら、付与した財源の範囲内で、真に必要な施策へ重点配分すること。

3 行政評価制度の活用にあたっては、成果重視の視点から施策目標を達成するための寄与度が低い事業は、廃止・休止を含めた抜本的な見直しを図ること。

また、新公会計制度に基づく財務諸表を積極的に活用し、事務事業の見直し

に取り組むこと。

加えて、行政及び民間との役割分担の観点に留意しつつ、NPOとの協働や企業との連携などについて、積極的に検討すること。

- 4 監査、監察等による指摘事項などについては、事業内容及び執行方法等を十分検討して、その改善に努めること。
- 5 各部局に共通する行政課題については、事業の競合を避け、事業効果をより高めるため、関係部局相互の連絡を一層密にして、その調整に努めること。
- 6 債務負担行為については、将来の財政運営を圧迫する要因ともなるので、制度本来の趣旨に沿って適切な運用を図るものとし、歳出予算と一体的に検討して、やむを得ないものにとどめること。
- 7 繰越明許費については、必要最小限の額に限定して計上するものとするが、これは不測の事態をも考慮してのことであり、歳出予算については、当然に年度内の事業完成を前提とするものであること。
- 8 特別会計及び企業会計については、特にその設置の趣旨を十分に踏まえ、経営改善に努め、健全な計画に基づいて編成すること。
- 9 一部事務組合、出資法人等に対する財政的支援については、将来的な財政負担に配慮し、各団体の収支及び中・長期的な経営計画を的確に把握した上で、検討を行うこと。

担 当 総務部財政課予算第二グループ
内 線 2 1 5 5